

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 1 日

火 曜 日

号 外

目 次

公営企業管理規程

○富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程

1

~~~~~

## 管 理 規 程

~~~~~

富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成28年 3 月 1 日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

富山県公営企業管理規程第 2 号

富山県企業局会計規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局会計規程（昭和41年富山県電気局管理規程第16号）の一部を次のように改正する。

第 102条第 2 項中「振り替えるものとする。」を「振り替え、事業を実施しないことが確定したときは、当該建設仮勘定の精算を行うものとする。」に改める。

第125条の 2 中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする。

別表第 1 勘定科目表電気事業の項中、資産 1 固定資産のうち、

	(共有〇〇)			
		(共有〇〇)		
			共有者持分 額（貸方）	
				「水力発電設備」を他と共有する場合は、共有の字を当該設備の項又は目に冠して、該当する目又は節に整理するものとし、共有者持分額は節として貸方に計上する。

を

太陽光発電設備	(共有〇〇)	(共有〇〇)	共有者持分額 (貸方)	「水力発電設備」を他と共有する場合は、共有の字を当該設備の項又は目に冠して、該当する目又は節に整理するものとし、共有者持分額は節として貸方に計上する。
	(何) 発電所	土地		「水力発電設備」の同目に準ずる。
		建物		「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。
		構築物		土地等に定着する土木施設又は工作物を用途別に整理する。
		機械装置	太陽電池	
			基礎架台	
			PCS収納盤	
			高圧盤	
			送電盤	
			所内盤	
		分岐盤		
		遠方監視制御装置		
		諸機械装置		
	諸装置			「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。
	空中線施設			
		空中線		

		備品	「水力発電設備」の同目及びその節に準ずる。
		リース資産	同上
		無形固定資産	同上
		減価償却累計額（貸方）	

に改め、収益 8 収益のうち、

「	電力料	電力料	
		濁水準備引当（貸方）	

を

「	水力発電電力料	電力料	
		濁水準備引当（貸方）	
	太陽光発電電力料	電力料	

に改め、費用 9 費用のうち、

「		共有設備費分担金（貸方）	共有設備及びこれに準ずるものについて相手方から受け入れる分担金を整理する。
---	--	--------------	---------------------------------------

を

「		共有設備費分担金（貸方）	共有設備及びこれに準ずるものについて相手方から受け入れる分担金を整理する。
	太陽光発電費		「水力発電費」の同節及び細節に準ずる。以下同じ。

	(何) 発電所			
		消耗品費		
		建物修繕費		「太陽光発電設備」の「建物」に関するものをいう。
			材料費請負 代諸費	
		構築物修繕費		「太陽光発電設備」の「構築物」に関するものをいう。
		機械装置修繕費		「太陽光発電設備」の「機械装置」に関するものをいう。
		雑修繕費		「太陽光発電設備」の「土地」、「諸装置」及び「備品」に関するものをいう。
		修繕引当金 繰入額		
		特別修繕引 当金繰入額		
		補償費		
			定期的補償 費	
			臨時的補償 費	
			損害賠償費	
		賃借料		
			借地借家料	
			雑賃借料	
		委託費		
			委託運転費	
			雑委託費	
		損害保険料		
		交付金		

			負担金		
			その他引当 金繰入額		
			諸費	通信運搬費	
				旅費	
				分担金	
				雑費	
				雑損	
			諸税		
				雑税	
			減価償却費		
				普通償却費	
				特別償却費	
			固定資産除 却費		
				除却費	
				除却損	

に改める。

別表第 3 資産単位物品表電気事業の項中

「	空中線	空中線	」
---	-----	-----	---

を

「	空中線 (太陽光発電設備)	空中線	
	建物		「水力発電設備」の同項に準ずる。

構築物	
機械装置	
太陽電池	太陽電池モジュール
基礎架台	基礎架台
PCS収納盤	パワーコンディショナ
高压盤	昇圧変圧器
	機器用変圧器
	エアコン
送電盤	遮断器
	断路器
	変成器
所内盤	所内変圧器
分岐盤	高压交流負荷開閉器
遠方監視制御装置	シーケンサ
	WEBカメラ
	レコーダ
諸機械装置	接続箱
諸装置	
空中線施設	
空中線	空中線
	電柱
	気中負荷開閉器

に改め、同表資産単位物品表水道事業又は工業用水道事業の項中「太陽光モジュール」を「太陽電池モジュール」に改める。

附 則

この管理規程は、公表の日から施行する。ただし、第 125 条の 2 中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とする改正規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(企・経営管理課)
